

## 第一章 総 則

### （名称）

第 1 条 本会は、中部大学シミュレーション研究会と称する。

### （目的）

第 2 条 本会は、シミュレーションの基礎から応用まで、史実および社会現象との比較研究を行なうとともにそれらを実践することによって、部員一人一人の論理的レベルの向上を図るとともに団体としての和を育成するものである。

### （活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 本会は、第 2 条の目的達成のために次の活動を行う。

1. 調査研究活動
2. 個人ならびにサークル活動による実践活動
3. その他、目的達成に必要な活動

## 第二章 構 成 員

### （組織構成）

第 5 条 部員とは、中部大学生であり、本会の目的に賛同し、協力行動できるものとする。

第 6 条 部員は、本会に対して次の義務を負う。

1. 本会規約の厳守
2. 定められた諸種分担金の納入
3. 部会等の出席
4. その他

### （顧問）

第 7 条 シミュレーション研究会に、顧問をおく。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

## 第三章 組 織

第 8 条 本会は、部員による部会を設ける。

第 9 条 本会は、役員による役員会を設ける。

第 10 条 組織図は、細則に設ける。

## 策四章 役員

(役員)

第11条 本会は、次の役員をおく。

顧問（若干名）

部長（一名）

副部長(一名)

会計（一名）

総務（若干名）

(各役員の業務および権限)

第12条 顧問は、本会が健全に活動されているよう管理し助言するものである。

2 部長は本会を代表し交渉を中心となつて行うとともに各役員の全業務を統括し、全業務に対して責任を負う。

3 副部長は部長を補佐し、部長の業務に支障が出た場合は、その業務を代行する。

4 会計は本会の金銭出納にあたり、帳簿の作成、会計報告等を行い、決算に関する一切の業務を行う。

5 総務は本会の活動状況を把握し、本会に関連する書類や報告書等を作成する。また会議の記録を作成する。

6 各業務の詳細については別に定める。

(役員を選出)

第13条 部長は役員会にて選出し、部会の承認をえる。

2 副部長、会計、総務は部会で新部長が任命し、部会の承認をえる。

3 役員の兼任については、部会の承認をえて兼任することができる。

第14条 役員の任期は原則一年とし、四月一日から翌年三月末日までとする。

第15条 役員のリコールは、部員の三分の二以上の要請がある場合に成立する。

第16条 役員は、次のいずれかのときには、辞任しなければならない。

1. 一ヵ月以上業務執行不可能なとき
2. 役員のリコールが成立したとき
3. 役員が辞任を表明し、部会で可決されたとき

第17条 前条によって役員に欠員が生じた場合には、速やかに役員会で後任を選出し、部会の承認をえなければならない。ただし任期は前役員の残存期間とする。

## 第五章 会議

第18条 本会は次の会議をおく。

1. 部会

## 2. 役員会

第19条 部会は本会最高議決機関とする。

### 第20条 部会

第1項 当議会はシミュレーション研究会部員全員を以て構成する。

第2項 会議の成立は、部員の三分の二以上の出席を必要とする。委任状はこれを認めない。

第3項 会議において出席者賛否同数の場合は、部長が決定するものとする。

第4項 当議会は、年一回以上開催しなければならない。

第5項 部会は次の議事を行う。

1. 会計報告の承認
2. 役員承認
3. 年間活動の決定
4. その他

第6項 当議会は、次のときに速やかに会議を開催する。

1. 二分の一以上の部員からの要求があるとき
2. 部長が必要と認めるとき
3. 役員会で必要と認めるとき

### 第21条 役員会

第1項 当議会は部会につぐ議決機関で、毎月開催しなければならない。

第2項 当議会の構成員は、本会の役員のみとする。

第3項 当議会の成立は、構成員全員の出席を必要とする。

第4項 会議において、出席者賛否同数の場合は部長が決定するものとする。

第5項 当議会は、次のときに速やかに開催する。

1. 役員が必要と認めるとき
2. 部長が必要と認めるとき
3. 顧問が必要と認めるとき

第6項 役員会の議事内容は次のものである。

1. 各行事計画の討議、決定
2. 各行事の報告
3. その他活動報告
4. その他

第22条 各会議の議長は、部長が行なうものとする。

## 第六章 財 政

### (会計)

第 23 条 本会の財政は次の収入による。

1. 部費
2. その他

第 24 条 本会は、年一回一人あたり継続部員の場合は部費三千円、新入部員の場合二千円を会計に納入する。

第 25 条 会計年度は原則、4 月から翌年の 3 月までとし、年一度、会員に会計報告を行い、承認をえるものとする。

## 第七章 入会、退会、休会、復会及び罰則

### (入部及び退部)

第 26 条 入会希望者は、第 2 章第 5 条の資格を有し、第 6 条の義務を負えるもので、部長にその旨を伝え、会則や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 27 条 休会、退会を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 28 条 部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退会を認める。

第 29 条 本会の処分は次のものとする。

1. 除名処分
2. 退会処分（復会を認める）
3. 退会勧告処分
4. 戒告処分

### (罰則等)

第 30 条 部員が次の事項に該当したとき、役員会で審議し、部会の承認を得たうえで本規約第 7 章第 29 条に基づき処分する。

1. 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき
2. 役員が、職務を執行しなかったとき
3. 第 24 条に定める部費を納めなかったとき
4. 本団体の活動を著しく妨害したとき
5. 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき

## 第八章 規約の変更

### (規約その他の変更)

第 31 条 本規約は、部員の二分の一以上の同意によって発議でき部会で承認されて改正できる。

第 32 条 改正に関する議決等は、第 20 条に準ずる。

## 第九章 事故防止の義務

(事故防止の義務)

第 33 条 シミュレーション研究会の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

## 第十章 OB 会員

第 34 条 本会部員で卒業したものは、卒業後シミュレーション研究会 OB 会に登録され、OB 会員となる。

## 第十一章 規約以外の規則

(規約以外の規則)

第 35 条 本会で規約以外の規則を定めることができる。

## 附 則

本規約は、1985 年 4 月 1 日より施行する。

## 附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日より施行する。